

青森県報

第二千九百八十七号

平成二十年
九月十九日
(金曜日)

目次

告 示

道路の供用の開始……………(道路課)…一

公 告

県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課)…一

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局)…二

人事委員会

平成二十年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告……………(職員課)…二

告 示

青森県告示第六百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年十月十八日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 米山宮蒲川線	北津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢五四の一から北津軽郡鶴田町大字廻堰字稲川八九の二まで	平成二〇・九・一九
県道 七ツ館板柳線	北津軽郡板柳町大字野中字竹田二〇〇の一から北津軽郡板柳町大字野中字竹田一七七まで	"

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、古淵堰地区の県営土地改良事業(農業用河川工作物応急対策事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
- 平成二十年九月二十二日から同年十月二十一日まで
- 三 縦覧の場所
- 十和田市役所

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

平成二十年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十年九月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 県議会議員及び県知事選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一三三、四四〇 人
 - 二 県議会議員及び県知事選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二六一、九九七 人
 - 三 県議会議員の各選挙区選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
- | | |
|---------|----------|
| 東津軽郡選挙区 | 八、二六〇 人 |
| 西津軽郡選挙区 | 六、六五六 人 |
| 南津軽郡選挙区 | 六、九四一 人 |
| 北津軽郡選挙区 | 八、五〇八 人 |
| 上北郡選挙区 | 二九、〇六〇 人 |
| 三戸郡選挙区 | 二二、〇〇二 人 |
| 青森市選挙区 | 八四、三九五 人 |

- | | |
|----------|----------|
| 弘前市選挙区 | 五一、四三三 人 |
| 八戸市選挙区 | 六五、九一九 人 |
| 黒石市選挙区 | 一〇、三五二 人 |
| 五所川原市選挙区 | 二二、〇八三 人 |
| 十和田市選挙区 | 一八、一三四 人 |
| 三沢市選挙区 | 一一、一七五 人 |
| むつ市選挙区 | 一三、〇一六 人 |
| つがる市選挙区 | 一〇、七三一 人 |
| 平川市選挙区 | 一三、〇三二 人 |

人事委員会

平成20年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

平成20年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

平成20年9月19日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

- 1 試験の種類及び程度
 - (1) 種類 身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験
 - (2) 程度 高校卒業程度
- 2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

受験者は、「一般事務」及び「教育事務」の2職種のうち第2志望まで選択することができる。

試験職種	採用予定人員	職務の内容
一般事務	1人程度	知事部局の本庁又は出先機関において一般事務に従事する。

教育事務	3人程度	県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において一般事務に従事する。
------	------	--

3 受験資格

- (1) 次のすべての要件を満たす者
 昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者
 身体障害者手帳の交付を受けている者
 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者
 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者
- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。
 日本の国籍を有しない者
 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
 ア 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む。）
 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ウ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加わった者

4 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日 (開始時刻)	試験会場	合格発表	
			発表日	発表方法
第1次試験	11月9日(日) (午前9時30分)	青森県総合社会教育センター	11月14日(金) (予定)	受験者全員に合格を書面で通知するほか、合格者の受験番号を青森県庁及び県内各地域県民局等の掲示板に掲示する。また、青森県職員
第2次試験	11月下旬	青森県庁舎内	12月上旬	

			採用案内のホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html
--	--	--	---

5 試験種目及び内容

試験種目	内容
第1次試験 教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢択一式による筆記試験を行う。(40題、2時間) (出題分野：社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等)
第2次試験 作文試験 面接試験 身体検査	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容、論理性・思考力、構成・表現、国語力を評価) 人物について、個別面接により試験を行う。 (協調性、積極性、堅実性、表現力、態度等を評価) 身体検査書に基づき、職務の遂行に必要な健康度について検査を行う。

なお、点字による受験の場合は、試験時間が一部異なる。

6 配点の基準

第1次試験	第2次試験				合計
	計	作文試験	面接試験	身体検査	
教養試験	計	作文試験	面接試験	身体検査	計
100	100	40	150	適否	190
					290

身体検査の「適否」とあるのは、合格基準(医療機関等において検査した身体

検査書により「就業に支障がない」ことを満たす必要があるものである。

7 最終合格者の決定方法

最終合格者は、身体検査の合否基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験の手続及び受付期間

(1) 試験案内（受験申込書）の入手方法

配布場所 で入手する 場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各 地域県民局地域連携部、各地域県民局地域健康福祉部、西北地域県 民局地域農林水産部（鯉ヶ沢庁舎）、青森県東京事務所、本県の各 県外情報センターで配布する。
郵送で請 求する場 合	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼つ たあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、青森県人事委 員会事務局に請求すること。
ダウンロ ードする 場合	青森県職員採用案内のホームページからダウンロードができる。

(2) 受験申込方法及び受付期間

持参又は郵送により申し込む場合

受験申込 方 法	直接持参 する場合	受験申込書には、必要な事項を記入し、必ず顔写真を 貼り、また、所定の方法により作成した受験票には、住 所・氏名を明記の上、これらを青森県人事委員会事務局 に提出すること。
	郵送する 場合	封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書きし、直接持参 する場合と同様に作成した受験申込書と受験票を封入し、 簡易書留又は配達記録で青森県人事委員会事務局に郵送 すること。
受付期間	9月29日（月）から10月17日（金）まで。ただし、土曜日、日曜 日及び祝日は受け付けない。 受付時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。	

	郵送の場合は、10月17日（金）までの消印のあるもの限り受け 付ける。
受験票の 交 付	受験票は、10月24日（金）に発送する。 なお、10月31日（金）までに届かない場合は、速やかに青森県人 事委員会事務局まで連絡すること。

注 申込受付期間終了後の試験職種又は志望順位などの変更は認めない。

インターネットにより申し込む場合

受験申込 方 法	青森県職員採用案内のホームページを経由して、「青森県電子申 請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。 なお、具体的な手続方法については、青森県職員採用案内のホー ムページで確認すること。
受付期間	9月29日（月）午前8時30分から10月10日（金）午後5時30分ま での間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限 り受け付ける。
受験票等 の 交 付	10月24日（金）に青森県職員採用案内のホームページに「受験番 号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載するので、第1次試 験前日までにこれらを必ず確認し、所定の方法により「受験票」及 び「写真票」を作成すること。

注 申込受付期間終了後の試験職種又は志望順位などの変更は認めない。

9 採用予定日

平成21年4月1日

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口
頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類を持参
の上、青森県人事委員会事務局へ直接請求すること。ただし、法定代理人による請
求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。

受付時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、土曜日、日曜
日、祝日及び12月29日から1月3日までの期間は、受け付けない。

開示請求者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別 得点、総合得点及び順位	第1次試験合格発表の日から1月間	青森県人事委員会 事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別 得点、総合得点及び順位、 第2次試験の試験種目別 得点並びに最終総合得点 及び最終順位	最終合格発表の日 から1月間	

11 初任給その他の給与

初任給は、135,600円程度（平成20年4月採用の高校新卒者の場合。平成20年度はこの額から給料月額2%が減額され支給されている。）であり、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭